

騒音・振動の届出資料

1騒音特定施設及び振動特定施設の一覧表

特定施設	騒音規制法に基づく届出を必要とする特定施設	県条例に基づく届出を必要とする騒音に係る特定施設	振動規制法に基づく届出を必要とする特定施設
1 金属加工機械			
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のものに限る。		
ロ 製管機械	すべてのもの。		
ハ ベンディングマシン	ロール式であって、原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。		
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの。		矯正プレスを除くすべてのもの。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。		すべてのもの。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。		原動機の定格出力が1 kW以上のものに限る。
ト 鍛造機	すべてのもの。		すべてのもの。
チ ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの。		原動機の定格出力が37.5 kW以上のものに限る。
リ プラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。		
ヌ タンブラー	すべてのもの。		
ル 切断機	研削砥石を使用するすべてのもの。		
2 イ 空気圧縮機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。	原動機の定格出力が2.25 kW以上7.5 kW未満のもの。	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
ロ 圧縮機(空気圧縮機以外)		原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。	同 上 (エアコン、冷凍機に用いるものを除く。)
ハ 送風機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。	原動機の定格出力が2.25 kW以上7.5 kW未満のもの。	
3 イ 土石用又は鉱物用の破碎機・ 摩砕機・ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。		原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
ロ 石材切断機		すべてのもの。	
4 織機	原動機を使用するすべてのもの。		原動機を使用するすべてのもの。
5 建設用資材製造機械			
イ コンクリートプラント (バッチャープラント)	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る(柱・管・ブロック製造機械を含む)。		
ロ コンクリートブロックマシン	コンクリートプラント(5－イ)として適用。		原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上のものに限る。
ハ コンクリート管・柱製造機械	コンクリートプラント(5－イ)として適用。		原動機の定格出力が10 kW以上のものに限る。
ニ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。		
ホ セメント製品成型機		建設用資材製造機械に限る。	
6 穀物用製粉機	ロール式であって、原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。		
7 木材加工機械			
イ ドラムパーカー	すべてのもの。		すべてのもの。
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。		原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。
ハ 碎木機	すべてのもの。		
ニ 帯のご盤	原動機の定格出力が製材用は15 kW以上、木工用は2.25 kW以上のものに限る。	原動機の定格出力が製材用は0.75 kW以上15 kW未満、木工用は0.75 kW以上2.25 kW未満のもの。	
ホ 丸のご盤			
ヘ かんな盤	原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。	原動機の定格出力が0.75 kW以上2.25 kW未満のもの。	
8 抄紙機	すべてのもの。		
9 印刷機械	原動機を使用するすべてのもの。		原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。
10 ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機			カレンダーロール機以外のものであって、原動機の 定格出力が30 kW以上のものに限る。
11 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。		すべてのもの。
12 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。	ジョルト式を除くすべてのもの。	ジョルト式のものに限る。
13 クーリングタワー		原動機の定格出力が1.5 kW以上のものに限る。	
14 パーナー		燃料の燃焼能力が重油換算20 l/h以上のものに限る。	
15 脱水機		原動機の定格出力が1.5 kW以上のものに限る。	
16 段ボール製造機械		すべてのもの。	

(注)1 標柱の番号・記号は各施行令、施行規則の別表に掲げる番号・記号とは異なります。

2 規制基準等は、裏面の「3 騒音の特定工場、事業所」、「4 振動の特定工場、事業所」及び「6 規制地域一覧」をご参照ください。

3 特定施設における原動機の定格出力は、1馬力＝0.74 kWで換算してください。

4 騒音規制法で規定する特定工場に県条例で規定する特定施設を設置する場合、県条例を適用しないため届出は不要です。(平成20年3月条例施行規則改正)

2 騒音及び振動に係る特定建設作業の一覧表

特定建設作業の種類		騒音 規制法	振動 規制法	県条例 (騒音)
くい打機を使用する作業 1. 既製ぐい	ア. もんけん	—	—	—
	イ. 圧入式	—	—	—
	ウ. アースオーガー併用	○※1	○	—
	エ. その他	○	○	—
2. 場所打ちぐい		—	—	—
くい抜機を使用する作業		—	—	—
1. 油圧式		○	—	—
2. その他		○	○	—
くい打くい抜機を使用する作業		—	—	—
1. 圧入式		—	—	—
2. その他		○	○	—
びょう打機を使用する作業		—	—	—
1. リベッティングハンマー		○	—	—
2. その他		—	—	—
さく岩機を使用する作業 ※2		—	—	—
1. ブレーカ		○	—	—
ア. 手持式		○	—	—
イ. その他		○	○	—
2. その他		○	—	—
空気圧縮機を使用する作業		—	—	—
1. 電動式		—	—	—
2. その他		—	—	—
ア. 15kW未満		—	—	—
イ. 15kW以上 ※3		○	—	—
コンクリートプラントを設けて行う作業		—	—	—
1. モルタル製造用		—	—	—
2. その他		—	—	—
ア. 混練容量0.45㎡未満		—	—	—
イ. 混練容量0.45㎡以上		○	—	—
アスファルトプラントを設けて行う作業		—	—	—
1. 混練重量200kg未満		—	—	—
2. 混練重量200kg以上		○	—	—
鋼球を使用する作業		—	—	—
1. 工作物の破壊作業		—	○	○
2. その他		—	—	○
舗装版破砕機を使用する作業		—	—	—
1. ハンマを落下させるもの ※2		—	○	—
2. その他		—	—	—
コンクリートカッターを使用する作業 ※2		—	—	○
掘削機を使用する作業		—	—	—
1. 環境大臣が指定した機械		—	—	○
2. 環境大臣が指定していない機械		○	—	—
トラクターショベルを使用する作業		—	—	—
1. 環境大臣が指定した機械		—	—	○
2. 環境大臣が指定していない機械		○	—	—
ブルドーザーを使用する作業		—	—	—
1. 環境大臣が指定した機械		—	—	○
2. 環境大臣が指定していない機械		○	—	—

- (注) ※1 打ち込み作業を伴うものに限りす。
 ※2 移動作業の場合、1日における2地点間の最大距離が50m以下のものに限りす。
 ※3 さく岩機の動力として使用する作業を除きます。
 ※4 当該作業において、作業を開始した日に終わるものについては、除かれます。
 特定建設作業に使用する機械の定格出力は、1馬力＝0.74kWで換算して下さい。
 規制基準等は「5 騒音及び振動の特定建設作業に係る規制基準」及び「6 規制地域一覧」
 をご参照ください。

3 騒音の特定工場、事業所の規制基準

区 域	時 間		夜 間
	昼 間	朝 夕	
第1種区域	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の 午前6時まで
第2種区域	50 dB	45 dB	40 dB
第3種区域	60 dB	50 dB	45 dB
第4種区域	65 dB	60 dB	50 dB
第5種区域	70 dB	65 dB	60 dB

- (注) 1 騒音の基準値は、工場等の敷地境界において適用されます。
 2 区域については、「規制地域一覧」をご参照下さい。

4 振動の特定工場、事業所の規制基準

区 域	時 間		夜 間
	昼 間	朝 夕	
第1種区域	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後7時から 翌日の 午前8時まで
第2種区域	60 dB	55 dB	50 dB
第3種区域	65 dB	60 dB	60 dB

- (注) 1 振動の基準値は、工場等の敷地境界において適用されます。
 2 区域については、「規制地域一覧」をご参照ください。

6 規制地域一覧

原則として、下記のとおりになります。

都市計画法の用途区分	騒音の規制基準	振動の規制基準	特定建設作業の規制基準
第 1 種低層住居専用地域	第1種	第1種	第1号区域
第 2 種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域			
第 1 種 住 居 地 域			
第 2 種 住 居 地 域			
準 住 居 地 域	第2種	第2種	第2号区域
近 隣 商 業 地 域			
商 業 地 域			
準 工 業 地 域			
工 業 地 域			
工 業 専 用 地 域			
臨 港 地 域	第4種	適用除外	適用除外
無 人 島			

- (注) ただし、一部の地域については異なる場合があります。
 規制地域の詳細は、熊本市ホームページ、
 または環境政策課でご確認ください。

5 騒音及び振動の特定建設作業に係る規制基準

基準値	騒音	85 dBを越えないこと
	振動	75 dBを越えないこと
作業の 禁止時刻	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時まで
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時まで
一日の 作業時間	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
作業期間		連続6日以内
休業日		日曜日、休日

- (注) 1 区域については、「規制地域一覧」をご参照
 ください。
 2 当該作業において、作業を開始した日に終わ
 るものについては、規制対象から除かれます。
 3 騒音及び振動の基準値は、作業場所の敷地境
 界において適用されます。

◎特定施設の届出について

騒音特定施設及び振動特定施設の届出は、いずれも
 特定施設の工事開始日の30日前までに届け出なければ
 なりません。

◎特定建設作業の届出について

特定建設作業に該当する届出は、「2 騒音及び振動
 に係る特定建設作業の一覧表」にある機械を、建設、
 土木工事で1日を超えて使用する場合、作業実施日の
 7日前までに届出なければなりません。

◎関連ホームページ

騒音・振動規制法に基づく届出について
 騒音・振動規制区域等について
 (熊本市ホームページ
 しごと・産業・事業者向け
 届出・証明・法令・規制
 環境・ごみ・リサイクル)

その他詳細については、熊本市役所本庁舎7階の
 環境政策課までお問い合わせください。
 電話 096-328-2427
 FAX 096-359-9945